受注者各位

北海道釧路総合振興局長

建設工事の適正な施工について

道発注の公共工事につきましては、本道における良質な社会資本の整備を着実に進めるとともに、道産資材の優先的な活用等による地場産業の振興や雇用の安定と就労の促進等を目指し、事業の有効かつ適正な執行に努めています。

各受注者の皆様におかれましては、これらの趣旨を十分ご理解の上、次の事項の実施に努められ、工事の適正かつ円滑な施工を確保してください。

また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図ってください。

記

１　技術者等の適正な配置

技術者の配置については、次のことに留意すること。

また、請負契約書第９条により設置する技術者について発注者に対する通知義務があるため、「現場代理人等指定通知書」を必ず提出すること。

(1)　専任の主任技術者等の設置

建設工事で工事一件の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）においては専任の主任技術者又は監理技術者を設置すること。

(2)　監理技術者の設置

請負代金額のうち、5,000万円（建築工事業の場合は8,000万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、監理技術者を設置すること。

(3)　監理技術者の選任

監理技術者を設置しなければならない場合は、監理技術者資格証の交付を受けている者であって、かつ監理技術者講習を過去５年以内に受講した者のうちから選任しなければならないので留意すること。

(4)　監理技術者等の兼任

受注した工事において監理技術者等の兼任が認められている場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項各号いずれかの要件を満たす場合に限り、専任特例の場合の監理技術者等として２件まで兼任することができるので、適正な配置に留意すること。

(5)　営業所の専任技術者

受注した工事において監理技術者等との兼務が認められている場合は、建設業法第26条の５第１項各号の要件を全て満たす場合に限り、１件まで兼務することができるので、適正な配置に留意すること。

(6)　施工体制台帳の作成及び提出

請負代金額が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事においては、施工体制台帳の写しを工事監督員へ提出すること。

(7)　現場代理人の兼任

現場代理人を、ほかの工事と兼任させようとする場合には、事前に工事監督員へ届出を行うこと。

２　季節労働者の雇用

工事の施工に際しては、季節労働者を積極的に雇用するよう努めること。

３　労働者福祉の向上

労働者福祉の向上を図るため、次のことに留意すること。

(1)　雇用・労働条件の改善

建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、賃金の適正な支払い、退職金制度及び各種保険制度への加入など雇用・労働条件の改善に努めること。

(2)　就業規則の作成等

適正な就業規則の作成に努めることとし、一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署へ届け出ること。

(3)　雇入通知書の交付

季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。

(4)　労働時間の短縮

１週間の法定労働時間は、原則、週40時間労働制が適用されているため、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。

(5)　長時間労働の是正

時間外労働について、原則、月45時間・年360時間を超えることができず、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む。）・複数月平均80時間以内（休日労働含む。）が限度であることから、長時間労働の是正が図られるよう努めること。

(6)　年次有給休暇の付与

年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者・有期雇用労働者を含む。）に対して、使用者には、時季を指定し５日間の休暇を取得させることが義務付けられたことから、季節労働者を雇用した場合も含めて、有給休暇の付与（前倒付与を含む。）が図られるよう努めること。

(7)　適正な賃金の支払い

雇用に当たっては、適正な賃金が支払われるよう配慮すること。

(8)　各種保険の加入

受注者は、各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入及び適正な掛金の納付の履行に努めるとともに、工事の一部を下請に付す場合には、下請負人の各種法定保険への加入状況を確認するとともに、未加入（法律上の加入義務のない者（適用除外）を除く。）の場合は、下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下「下請負人等」という。）としないこと。ただしこれは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者の排除や、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。

また、現場管理費の改定により、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料が反映され、法定外の労災保険の付保が要件化されたことに留意するとともに、一人親方等に対する労働者災害補償保険への特別加入制度の周知についても配意すること。

４　建設業退職金共済制度の活用

建設業退職金共済制度は、建設業の事業主が雇用している建設現場で働く労働者が被共済者となる制度であり、労働者福祉の向上の観点から積極的な活用に向け、次のことに努めること。

(1)　掛金収納書の提出

当該工事において、下請負人等も含めた労働者に必要な枚数の証紙を購入し、掛金収納書を提出すること。

(2)　未加入の事業主の加入促進

下請負人の制度加入の有無について確認し、未加入の場合については加入の指導を行うこと。

(3)　証紙貼付の履行確認

下請負人に対して、必要とする枚数の証紙を払い出すとともに、退職金共済手帳への証紙の貼付を確実に行わせること。

(4)　建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出

工事完成通知書の提出時に「建設業退職金共済証紙貼付実績書」を下請負人等分も併せて提出すること。

(5)　建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成等

受注者、下請負人等は、各自で建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成し保管すること。

(6)　「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示

工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(7)　電子申請方式による掛金納付が可能となったことから、事務の効率化及び適正履行の確保を図るうえで積極的に利用すること。

なお、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない。

5　前払金の適正使用（中間前払金を含む。）

前払金の請求及び使用に当たっては、次のことを遵守すること。

(1)　使途目的に基づいた適切な資金管理

前払金については、請負契約書第35条により、支払に充当できる経費が定められているので、前払金の請求に当たっては、下請負人に対する資材の購入や労働者の募集、その他当該工事の着手に必要な資金について十分に配慮し、前払金を受けたときは、使途内訳に基づき適切な資金管理を行うこと。

(2)　中間前金払認定請求予定通知書の提出

中間前金払認定請求に当たっては、あらかじめ前月の10日までに中間前金払認定請求予定通知書を提出すること。

6　工事請負代金に係る債権譲渡

工事請負代金の支払請求権について、「流動資産担保融資保証制度」又は「金融機関等による売掛債権の買取り」を利用しようとする場合又は「下請セーフティネット債務保証事業」若しくは「地域建設業経営強化融資保証制度」を利用する場合において、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

7　適正な下請契約の締結等

(1)　下請負人の選定

工事の一部を下請負に付す場合には、道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定するよう努めること。

また、同一入札参加者を下請負人に選定することは、適正な競争入札を阻害する要因となるため、真にやむを得ない場合を除き極力避けること。

(2)　おそれ情報の通知

下請負人から、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある

旨の通知があった場合は、その変更について、誠実に協議に応じるよう努めること。

(3)　下請契約の締結

建設業法の規定を遵守し、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて契約を締結すること。

また、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人等としないこと。

なお、下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第６条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の提出などを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。

また、見積書は、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。

下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。

(4)　一括下請負の禁止

道発注の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象であることから、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第３項は適用されないため、第三者に一括して請け負わせないこと。

(5)　共同企業体の下請契約

ア　共同企業体の下請契約

共同企業体においては、各構成員が連帯して責任を負うことが適当であるため下請契約についても共同企業体名で締結すること。

イ　権利義務関係の明確化

各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。

(6)　施工体制台帳の作成

施工体制台帳の作成を通じて、下請負人の使用状況のほか、外国人技能実習生等の従事状況等の的確な把握に努めること。

なお、作成した施工体制台帳については、その写し及び添付書類を発注者へ提出すること。

(7)　施工体系図の作成と工事現場での掲示

工事現場における下請負人（再下請負を含む。）の施工の分担関係を明示するため、施工体系図を作成し、施工体制台帳の写しに添付して提出するとともに、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(8)　資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約等

資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、建設工事の下請契約には該当しないが書面により契約を締結し、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正なものとなるよう努めること。

なお、契約金額の設定に当たっては、材料費や燃料費等の市場価格を参考に適切な価格設定になるよう十分留意するとともに、交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正な契約となるように努めること。

また、交通誘導警備業務については、他の下請負人と同様な扱いとして、施工体制台帳及び施工体系図に記載すること。

(9)　公共工事設計労務単価の取扱い

公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合について、当該単価は所定労働時間内８時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務費単価の主旨を十分理解の上、適正に取り扱うこと。

例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。

８　適正な下請代金の支払等

下請代金の支払等に当たっては、次のことに努めること。

(1)　前払金の支払

下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮を行うこと。

特に前払金は現金でなされることから、下請負人に対して相応する額を速やかに現金で前払いするよう十分配慮すること。

(2)　中間前払金の活用

中間前払金制度は、部分払と比較し事務手続きが簡略化されており、有利子負債の低減による金利負担の軽減など経営体質強化への貢献が期待でき、下請負人や資材業者の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努めること。

(3)　下請代金の支払

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、ファクタリング会社が保証を行う「下請債権保全支援事業」を活用する場合も含め、下請契約における受注者の資金繰等に配慮し、請求書の締切から支払までの期間を短くするなど、早期に支払うこと。

なお、現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当額を充たすよう支払条件を設定し、支払代金に占める現金比率を高めることに留意すること。

また、支払いに手形を使用する場合には、手形期間を60日以内とすることとし、手形期間が60日を超える手形は、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)による指導の対象とされていることや、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の６第３項が禁止する「割引困難な手形」に該当するとして、同項に違反するおそれがあるものとされているので留意すること。

(4)　資材業者及び運搬業者等への支払

資材の購入代金等の支払いについても、できるだけ現金で早期に支払うこと。

９　技能士の活用

工事目的物の品質の向上を図るため、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努め、実績について報告すること。

10　道産品等の優先的使用

使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう努めること。

なお、上記に関する使用状況等（道産品や道産資材を除く。）について報告すること。

11　建設副産物の適正な処理

(1)　建設副産物の処理

工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。特に、建設発生土の搬出が予想される場合については、危険な盛土等の発生を防止するため、処理を適正に行うこと。

(2)　関係法令等の遵守

建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律

第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、建設副産物適正処理推進要綱等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。

廃棄物処理法の規定の適用については、工事が数次の請負によって行われる場合は、元請業者が事業者として建設廃棄物を適正に処理する責務を負うことに留意すること。

また、建設リサイクル法の対象建設工事における特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うとともに、同法に規定される分別解体等の計画の作成、下請契約を含む請負契約書面への解体工事に要する費用等の記載、届出等事項の下請負人への告知、再資源化等の完了報告、解体工事業の登録等の諸手続について遵守すること。

(3) 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物に関する事務処理

分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等については、次のことに努めること。

ア 協議書の提出

落札後、発注者から再資源化等に要する費用等についての協議の通知があった場合には、入札契約課に協議書を提出すること。

イ 設計変更について

建設リサイクル法対象工事の設計変更について通知があった場合及び受注者の都合により協議内容に変更が生じる場合には、変更協議書を作成し、入札契約課に提出すること。

(4) 建設廃棄物処理の委託

建設廃棄物の処理を委託する場合には、適正な契約の締結及び産業廃棄物管理票の交付・回収等によりこれを適正に管理し、この処理が適正に行われたことを確認するとともに、当該管理票の写しを適正に保存すること。

(5) 産業廃棄物収集運搬業者等の選定

委託しようとする産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、その種類、処理の方法（再資源化等）、処理の状況及び施設の能力等許可の状況について確認するなど、業者の選定については十分留意すること。

(6) アスベスト（石綿）が含まれている建築物・工作物等の解体・改修等

アスベスト（石綿）が含まれている建築物・工作物等を解体若しくは改修をする場合、大気汚染防止法（昭和43年法律第96号）等に基づく届出等の事務手続きや、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。

また、石綿予防規則等により、アスベスト（石綿）の使用の有無の事前調査が必要な場合は、適正に対処すること。

12 労働災害及び工事用車両による事故等の防止

労働災害及び工事用車両による事故等の防止に向け、次のことに努めること。

(1) 保安教育、保安設備の点検等の徹底

労働災害等事故防止については、貴社の労働者はもとより、下請負がある場合はその労働者を含めて保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、工事の施工等に万全を期すよう十分配慮すること。

(2) 適切な建設機械等の保管、運行管理

交通安全管理については、土木工事共通仕様書に記載されている指示事項を遵守し、工事関係車両による交通事故の絶無を図るとともに、機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規等の遵守を徹底すること。

(3)　過積載運行の防止

工事の施工に当たっては、道路交通法（昭和35年法律第105号）等を遵守し、過積載運行の要求を行わないこと及び過積載車両の搬入・搬出などの違反行為が起きないよう十分注意すること。

(4)　労働災害等が発生した場合の迅速な対応

万が一、労働災害等が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに関係機関に速やかに報告すること。

(5)　労働災害等のＳＡＳセンターへの入力

次の場合については、速やかにＳＡＳセンターの建設工事事故データーベース（http://sas.hrr.mlit.go.jp/）への入力を行うこと。

ア　工事関係者に休業４日以上となる負傷者を生じさせた事故

イ　工事関係者に死亡者を生じさせた事故

ウ　公衆に死亡者又は負傷者を生じさせた事故

エ　工事関係車両による事故のうち、社会的影響があると判断される重大な事故

(6)　その他

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。

13　公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組

建設機械等の燃料は、ＪＩＳ規格に適合した軽油（ＪＩＳＫ2204）を使用すること。

また、軽油引取税の燃料油の抜取調査に協力すること。

14　暴力団員等による不当介入に対する措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合については、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び工事監督員への報告を行うこと。

15　電波法の遵守

電波法を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用しないものとし、免許を受けた無線局の運用についても電波法運用規則等を守ること。